

令和4年度 第4回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会議事録
（ 電気機械器具製造業 ）

1 開催日時 令和4年 10月13日（木） 13時30分～17時25分

2 開催場所 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表	中村 玲子	恒岡 純子	三好 正人
労働者代表	浅野 啓介	金森美智子	東 剛寛
使用者代表	大西 宏弥	倉光 優次	松山 佳史

4 議題

（1）金額検討について

5 開 会

（賃金係）

只今から令和4年度第4回三重県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、全委員の方がご出席いただいております。

従いまして、この部会は、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たし、有効に成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事進行につきまして三好部会長よろしくお願いいたします。

6 議 事

（1）金額検討について

（部会長）

皆様お疲れ様です。お忙しい中ありがとうございます。

今回は、具体的な金額を頂戴いたしまして、双方歩み寄りもお願いをしているところではございますけれども、本日は、予備日を使ってのご審議でございます。皆様のご努力を更に頂戴いたしまして、着地点を見出していきたいと我々公益といたしましても努力をさせていただきたいと思っ

ておりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

労・使それぞれに分かれていただき、金額検討をお願いしたいと思いますが、その前に、ご意見、事務局への質問等ございましたらお伺いいたしますが。

よろしゅうございましょうか。

それでは、一旦、休会といたします。

— 労使個別協議会議場へ —

— 全体会場へ集合 —

(部会長)

全体会議に戻りまして再開をさせていただきたいと思えます。

長時間に亘りましてご検討を、ありがとうございました。

労側、使側それぞれのご意見をお聞きしてまいりましたが、合意点を見出すことができず、これ以上審議を重ねても労使双方の歩みよりは期待できないと判断されます。

公益としては、公益案を示させていただき、採決を採らせていただきたいと思います。

公益案は、時間額 25 円アップの 952 円という金額でございます。

理由といたしましては、賃上げ率の状況、これまでの専門部会において、労使委員からいただいた、この業種におけます業界の事情等々から総合的に判断させていただきました。

それでは、この公益案で採決を取らせていただきます。

この案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

・賛成 労側 0 名 使側 3 名 公益 2 名

この案に反対の方は挙手をお願いいたします。

・反対 労側 3 名 使側 0 名

賛成多数により、この公益案を本専門部会における結審としてお認めいただきたいと思えます。事務局の方で本審への報告書(案)の作成をお願いします。

(賃金係)

作成して参ります。しばらくお待ちください。

— 事務局報告書(案)作成 —

(部会長)

よろしいでしょうか。

先程の採決が報告書(案)としてまとまりましたので、確認のため事務局の方で朗読をお願いしたいと思います。

(賃金係)

私のほうから読ませていただきます。

— 賃金係、報告書(案)朗読 —

(部会長)

はい、ありがとうございます。

この報告書(案)についてご意見はございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。異議なしとさせていただきます。

ご了解いただきましたので、この報告書を本専門部会における結論として、本審の方へ報告させていただきます。

皆様には、非常に長時間金額検討等を重ねていただきましたが、白丸での全会一致での結論に至りませんでした事を、公益としても力不足を感じております。

ただ一言、今回の件に関しまして、公益委員としてコメントをさせていただきます。

今年度の本部会では歩み寄りが例年以上に厳しく、公益といたしましても調整を諮ったところでございますが、残念ながら全会一致とはなりませんでした。

困難であった理由の一つとして今年度の小委員会において、ガラス同製品製造業では、改定の必要性なしとされたことにあります。

公益委員としては、これまで再三労使のイニシアティブという言葉を用いてきました。これは法の義務として定められた県の最低賃金とは異なり、特定(産業別)最低賃金は、あくまでも労使の申出に基づき定められるものであると。言い換えれば、労使が信頼をし合い双方で協力をして決めていただくべきものであるという意味でございます。この信頼と協力の姿勢が金額審議はもちろん、必要性の審議にも求められることは言うまでもございません。

しかしながら、今年度、労使が十分に協力をして必要性を審議できたかという、私の実感を踏まえてもそうは言えなかったという印象を抱いております。

特に、一度でも県の最低賃金を下回ればもはや当該特定(産業別)最低賃金の審議の必要性がないとするような解釈、このような解釈は、制度の

安定と信頼性を損なう恐れがあるものと、非常に危惧を感じました。そして、こうしたことが、今年度の歩み寄りの難しさを生んだ原因であろうと考えます。

労働者側、使用者側双方にそれぞれの思いがあることは、十分私も理解をしておりますが、小委員会の委員が居ないこの場で、表明をするべきことではないかもしれません。

しかしながら、今後の審議会運営にあたっては、今年度の経緯を顧みつつ、事前の入念な準備と対話をもって臨むことが望ましいことであると、公益委員としては、この場を借りて強く強く表明をさせていただくものでございます。

長くなりましたけれども、申し訳ございませんが、こういうお話もさせていただいた上で、閉めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願います。

それでは、部長願います。

(部長)

最後にご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、本当にお忙しい中第4回専門部会にご参加いただきありがとうございます。

審議の結果は残念ながら全会一致とはならなかったところです。ここに至るまでのご尽力、事務局としても大変感謝申し上げますし、今後の事務局運営にあたって課題が幾つもあるというふうに感じたところでございます。

ここは来年度の運営にも関わるところでございますので、しっかり事務局として根回しであるとか、説明であるとか尽くして参りたいと思っております。よろしく願いいたします。

簡単ですが、最後御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(部会長)

ありがとうございました。

5時をまわってしまいました。申し訳ないです。

それでは、これにて終了とさせていただきます。お疲れさまでした。

(皆)

ありがとうございました。

以上